

ご議論いただきたい点

2023年9月15日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

ご議論いただきたい点

(1) 今回の検証・評価プロセスは、本日を含め、年内に少なくとも4回程度、運営委員会でご議論いただく予定。

(2) このプロセスの中で、主に以下の点をご議論・ご検討いただきたい。

- ① 福島への責任の貫徹という観点で、これまでの賠償、復興、廃炉の取組は十分といえるか。東電にさらに求めるべき点は何か。
- ② 賠償・廃炉に関して、年間約5,000億円の資金確保との目標について、
 - a. これまでの負担金や廃炉等積立金の捻出水準は、十分といえるか。
 - b. 収支水準はこれらを支弁するために十分なレベルで、持続的と考えられるか。
 - c. 資金捻出に向けた東電の取組は十分といえるか。東電にさらに求めるべき点は何か。
- ③ 除染費用のための株式売却益4兆円に向け、長期的に年4,500億円規模の利益を創出する目標について、現在の取組で達成できると考えられるか。東電にさらに求めるべき点は何か。
- ④ 上記の目標達成に向けて、
 - a. 国の役割や必要な環境整備について、どう考えるべきか。
 - b. 他のステークホルダー（金融機関、株主）の協力のあり方について、どう考えるべきか。
- ⑤ 国・原賠機構の東電への関与の在り方について、
 - a. 新々総特以降は、「福島事業は長期関与、経済事業（含む原子力）は早期自立」との方針だが、この方針を継続すべきか。
 - b. 公的資本（機構から東電への1兆円出資）の回収の在り方（時期、条件、手法など）について、どう考えるべきか。

(3) 本日は、特に、

- ① 事務局において策定した、東電の取組（現在の交付国債枠の下で策定された新々総特・第四次総特に基づく取組）の評価（たたき台）について、不十分な点やさらに深掘るべき点があればご指摘いただきたい。
- ② また、次回以降、東電からヒアリングを行い、評価（たたき台）で指摘した課題への対応策を聴取する予定。
この際に、東電に特に確認しておくべき点があれば、ご指摘いただきたい。

新々総特・四次総特の枠組み

東電改革提言（2016年12月）

- 福島原発事故に関連して確保すべき資金の総額は、約22兆円（21.5兆円）。東電が捻出する資金は16兆円。
- 東電は、賠償（被災者賠償）・廃炉については、年間5,000億円規模の資金を確保。除染に関しては、より長い時間軸の中で、企業価値向上による株式売却益4兆円相当を実現する経営改革を実施。
- これを実現するため、①共同事業体の設立を通じた再編・統合、②欧米トップを目指した送配電コスト改革など、コスト合理化、③原子力事業では他電力の先進取組や海外事業者のチェック受け入れ、地元本位の運営体制の構築などを通じた再稼働の実現、を進める。

新々・総合特別事業計画（2017年5月）

- 賠償（被災者賠償）・廃炉に関して年間約5,000億円を確保。そのため、グローバルなベンチマークを踏まえた生産性改革により、10年以内に2,000億円超／年の収益改善を実現。
- 柏崎刈羽原発は、「地元本位・安全最優先」で社会の信頼を得られる事業運営体制を構築。
- 除染費用相当の機構出資に伴う利益実現に向け、より長い時間軸で、年間4,500億円規模の利益創出も不可能でない企業体力を確保。10年以内に、共同事業体の設立を通じた再編・統合を進める。

第四次総合特別事業計画（2021年8月）

- （新々総特の枠組みを踏襲し）賠償（被災者賠償）・廃炉に関して年間約5,000億円を確保するとともに、より長い時間軸で、年間4,500億円規模の利益創出も不可能でない企業体力を確保。
- 原子力事業における一連の不適切事案により失われた社会や地元からの信頼の回復に最優先に取り組む。
- 政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、東京電力としてもカーボンニュートラルに挑戦。

【参考】福島事故費用の全体像

	1 F廃炉	被災者賠償	除染	中間貯蔵施設
総額 21.5兆円	8兆円	7.9兆円	4兆円	1.6兆円
		交付国債 13.5兆円 (政府から原賠機構を通じて、東電に資金援助)		
負担方法	廃炉等積立金	一般負担金 特別負担金	株式売却益	【国】 エネルギー対策特別会計

年間5,000億円規模の資金を確保

より長い時間軸の中で、企業価値向上による株式売却益4兆円相当を実現
 = 年間4,500億円規模の利益創出

【参考】国・金融機関・株主への要請に係る総特等の記載

国による環境整備

- 廃炉等積立金制度の整備（新々総特）
- 廃炉のための確実な資金捻出、安定供給のための適切な投資、公平かつ適正な競争・リスク管理等が可能となるような環境整備（四次総特）

金融機関への協力要請

- 借換え等による与信維持
- 追加与信の実行及び短期の融資枠の設定
- 東電HD及び各基幹事業会社への与信※
- 戦略的な経営合理化や各基幹事業会社の成長戦略に要する資金需要に対する新規与信※
- グループ全体の事業ポートフォリオを再構築するための取組への了承※ 等 ※債務履行に支障が生じない前提

株主への協力要請

- 無配継続の容認
（今後の配当については、収益・債務の状況、賠償・廃炉に係る東電の支払い実績及び見通し等を踏まえながら、公的資本の回収手法と併せて検討）
- 機構保有株式の普通株式への転換、売却に伴う市場流通普通株式の一層の希釈化の容認

【参考】国・原賠機構の東電への関与の在り方に係る総特等の記載

- 強い関与が求められる福島事業と早期自立が求められるその他の事業では、機構の関与の方法に差異を設ける。（新々総特）
- 機構は、できるだけ早期の公的資本の回収を図る。（新々総特／四次総特）
- 公的資本回収の手法は、機構が保有する東電HD株の売却のみに手法を限定せず、東電が共同事業体に対して保有する持分の取扱いも含め幅広く検討。（新々総特／四次総特）
- 東電が自律的運営体制に復帰するためには、賠償・廃炉を完遂できる能力を身に着けること、そのために確保すべき資金の長期的な見通しの蓋然性を高めること、そして、その原資を捻出するための安定的かつ十分な財務基盤を確保することで、福島責任の貫徹への道筋を示す必要がある。（四次総特）